

東日本大震災復興の法的問題点について

田中 ひとみ

第1章. 序

2011年3月11日午後2時46分、宮城県沖において、マグニチュード9.0の巨大地震が発生した。この未曾有の巨大地震は1000年に一回の国難とされ、今なお、人的被害は25,000人以上におよぶとされており、この被害・補償の法的問題は、国会および地方自治体の取り組みとされている。

加えて、福島第一原子力発電所における深刻な事故は、今後、様々な影響が見込まれる状態である。

当初、損害は18兆円とも23兆円とも予測され、9月中旬に於いては、12兆円程度とも、された。幸い、後述のとおり、地震保険や寄付による救済は、確たる高額にのぼり、東北新幹線の復興も49日という、類を見ない回復によって、9月22日には、「はやぶさ」は、徐行運転から、通常運転に移行しえた。復興の目に見える力強さが実感される朗報である。

太平洋沿岸部の今後の復興は、ライフライン・住宅・企業設備・港湾等が国家の施策および地方自治により、住民参加の方式により、進められるべきである。

電力不足による日本経済の被る影響は、東京電力主導のもと、7割の節電体制により、生産活動の低下、消費の抑制が徹底され、製造業の製造遅延（例として、トヨタのGMへの部品供給の履行遅滞、i-Pad2の出荷の遅延など）が社会的問題となった。復興の建設需要によって、今後しばらく日本経済の伸びは見込まれるものの、生産は、西日本または海外へとシフトし、リスク回避の企業活動が定着した。OECDの試算によれば、損害額はGDP（2010年）の3.3%～5.2%であり、2011年前半は、下押し圧力が強い状態が続いた後、

年度後半にかけて、輸出や生産がはっきりした増加に転じ、景気回復テンポが高まる。2011年には、GDPを0.8%押し上げ、2012年には、輸出・生産を起点とする所得・支出への波及メカニズムの働きがはっきりと始まり、GDPを2.3%押し上げる可能性が高い。資本ストックの復元に向けた動きも、次第に我が国経済を押し上げる方向で寄与してくるものと考えられる。

補償対策として、東京電力の法的処理とともに、損害補償機構の設立、税制対策（増税か否か、郵政改革による、増税回避による試案が現在有力視されている。）など野田内閣の政策運営は、活発化している。

本特集号のテーマは国民的課題とされ、多くの論点を含んでいるが、本稿では、民事上の法的救済及び復興の方法等について、主に論じて行き、今後の議論の参考としたい。

第2章. 政府の見解

まず、政府の現状の理解および今後の対応の論拠として、基本的な資料をここでは紹介し、内閣府等による現状把握と今後の指針について検討したい。

- (1) 内閣府「東日本大震災による被災地域の復興に向けた指針策定のための復興構想について（東日本大震災復興構想会議諮問書）」（2011年4月）

「東日本大震災は、その被害が東日本の極めて広域に及ぶだけでなく、大規模な地震と津波に加え原子力発電施設の事故が重なるという、未曾有の複合的な大災害であり、かつ、その影響が我が国社会経済や産業に

広範に及んでいる。今般の大震災は、単に被災地域だけの問題ではなく、今を生きる私たち全てが自らのこととして受け止めるべきである。我々は、この国家的な危機を乗り越え、被災地域における復興や生活の再建を速やかに達成するとともに、今般の大震災によって我が国社会経済や産業が受けた影響を克服し、豊かで活力ある再生に向けて歩みださねばならない。」

ここにおいて、今後の施策の覚悟が明らかにされ、国家と我々国民の全体の連帯と協力が不可欠であることが明確に示されている。

(2) 内閣府「月例経済報告」(2011年4月13日)次に、大震災後の経済や産業に及ぼす影響については、次のような報告が内閣府により為されている。

【1】我が国経済の景気は、持ち直しつつあるが、東日本大震災の影響により、弱い動きとなっている。

【2】輸出は持ち直しが見られるものの、今後大震災の影響による減少が見込まれる。生産は持ち直してきたが、震災後、生産活動は低下している。

【3】企業収益は、改善している。設備投資も持ち直しつつある。企業の業況判断は、慎重な状況である。

【4】雇用情勢は、持ち直しの動きがある。

【5】個人消費は弱い動きがある。

【6】物価の動向は緩やかなデフレ状況にある。

以上、大震災後、生産活動は、弱い動きとされるが、今後復興の特需または、大きな需要が数年にわたり、見込まれることが予期される。

(3) 日本銀行「経済・物価情勢の展望(2011年4月)」

次に、中央銀行による現状分析は、次のとおりである。

「2012年度までの日本経済の見通しを点検するに当たっては、以下のような視点を持つておくことが重要である。第1に、震災によ

る経済への下押し圧力は、基本的には資本設備の毀損等による供給面のショックとして現われており、海外経済の高成長など、震災前まで日本経済の回復を支えていた基本的な条件に大きな変化はない。この点、金融ショックによって世界的に需要が急減したりマン・ショック時とは異なる。第2に、震災の影響は、時間の経過とともに変化していくことに留意する必要がある。短期的には供給面の制約に伴う影響が大きく出るが、その後は、供給面の制約が和らいでいくうえ、毀損した資本ストックを復元していく動きが顕在化してくる。さらにより長期的には、震災が、わが国経済の趨勢に成長力がどのような影響を与えていくかという点も重要である。第3に、これらの震災の影響の現われ方については、その時期や規模を含め様々な点で不確実性が大きい。」

この状況は、物的にも人的にも損失は未曾有のものである。すなわち、今回の震災の経済的影響は、内閣府の当初の試算によれば、16兆～25兆(これはストック面—社会資本・住宅・民間企業設備に関して「月例経済報告等に関する関係閣僚会議震災対応特別会合資料—東北地方太平洋沖地震のマクロ経済的影響の分析—平成23年3月23日」)であり、また、東京電力の債権者である政策投資銀行の試算は約16兆円である。これは、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に於ける資本ストックの被害であるが、現時、東京電力は、被害状況につき、住民に対してアンケートを実施しており、これは、医療的サポート等を考慮すると、数十年以上に及ぶ取組みである。なお、東京電力の補償規模については、議論のあるところである(後述)。

(4) 厚生労働省について

厚生労働省「厚生労働省「被災者等就労支援・雇用創出推進会議第1回会議(平成23年3月28日)」によれば、岩手県、宮城県、福

島県三県の、臨海部の市町村における被災事業所は、8.8万事業所、就業者数は、84.1万人であり、そのうち、4月28日現在に於いて失業手当の申請は7万人におよび、今年の2.5倍にのぼる。他方、2011年度補正予算の概算要求によると、雇用の創出及び支援につき、雇用創出は20万人、支援として150万人が確保される。これは、実質GDPへの影響が、+0.6%である。

政府は、震災後のインフラ整備として、仮設住宅の建築、がれき処理等復興費として、4月22日現在、4兆円規模の補正予算を決定した。生活支援、被災者の衣食住の保障、人生にわたる支援が今後も長期間におよんで続けられなければならない。

東日本大震災関係経費の内訳は、国立国会図書館「平成23年度第1次補正予算と今後の課題—東日本大震災からの復旧予算—(ISSUE BRIEF NUMBER 711)」(2011年5月)によると、次のとおりである。

[1] 災害救助等関係経費(応急仮設住宅建設、遺族への弔慰金、被災者への見舞金等) 4,829億円

[2] 災害廃棄物処理事業費(がれき等処理) 3,195億円

[3] 災害対応公共事業関係費(河川・海岸・道路・港湾等の公共土木施設復旧等) 12,019億円

[4] 施設費災害復旧費等(学校施設・社会福祉施設等の復旧等) 4,169億円

[5] 災害関連融資関係経費(中小企業・災害復興住宅・農林漁業者への融資等) 6,407億円

[6] 地方交付税交付金(災害対応の特別交付税増額) 1,200億円

[7] その他の東日本大震災関係経費(自衛隊・消防・警察・海上保安庁活動経費等) 8,018億円

以上、総額4兆153億円が復興予算とされている。各予算の内容は、次のとおりである。

[1] 災害救助等関係経費(4,829億円)

災害救助等関係経費のうち最大の項目は「災害救助法」(昭和22年法律第118号)に基づいた応急救助に対する災害救助費(3,626億円)がある。これは、予備費との合算によって、既に、10万戸の応急仮設住宅が供与された。他には、災害弔慰金等(485億円)、災害援護貸付金(350億円)、生活福祉資金貸付事業費(257億円)、被災者緊急支援経費(112億円)が計

上された。

[2] 災害廃棄物処理事業費(3,519億円)

がれき等は、処理・輸送は放射能の放出を考慮すると、困難な事業である。ここに、今回の被災の大きな問題が存在する。これについては、被災地方自治団体に対する補助金の支出が為されている。被災地域の広汎さから、阪神・淡路大震災における項目費の本事業費(1,625億円)を大きく上回っている。

なお、本事業費につき国庫補助率は、通常時の二分の一に対し、嵩上されている。すなわち一定額の項目は十分の八あるいは、十分の九であるとされる。また、国庫補助金の残余について全額、災害対策債(地方債)により手当てされ、元利償還金につき、100%交付されることとなった。これにより被災地の直接負担は皆無である。

[3] 災害対応公共事業関係費(1兆2,019億円)

災害対応公共事業関係費の大部分を占める項目は、公共土木施設等の災害復旧等事業費(1兆438億円)であり、その復旧対象は、次のとおりである。すなわち、公共土木施設(河川・海岸・道路・港湾・漁港・下水道等、8,235億円)、農業用施設・農地(500億)、有料道路(492億円)、既設公営住宅(468億円)、空港(237億円)、その他(水道・工業用水・廃棄物処理施設等、506億円)である。さらに、今回、早急に復興の実施が課題であることより、一般公共事業関係費(1,581億円)が計上された。

[4] 施設費災害復旧等(4,160億円)

施設費災害復旧費等は、学校施設、社会福祉施設、農業・林業用施設、警察・消防防災施設、中小企業組合等共同施設等の復旧のための経費等(地方への補助を含む)である。この歳出に於いて注目すべき項目は、学校施設等(2,171億円)であり、文教施設災害復旧費(1,831億円)に加え公立学校施設の耐震化(340億円、約1,200棟)が計上されており、対応が急がれる。

[5] 災害関連融資関係経費(6,407億円)

被災した中小企業、農林業者等の事業再建等のための支援の融資である。他に独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資、私立学校の施設整備等のための低利融資等の遂行も計上され、合わせて、平成23年度財政投融资計画に、財政融資4兆3,220億円が追

加された。

中小企業向けとして、5,100億円（日本政策金融公庫への出資、資金供給円滑化信用保証協会基金補助金等）が計上されている。事業規模では、10兆円程の保証および融資が準備された。これは、信用保証協会「東日本大震災復興緊急保証」、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫による「東日本大震災復興特別貸付」等による復興対策である。

[6] 地方交付税交付金（1,200億円）

第1次補正予算に関連し、地方への再生、復興支援が被災地域へ計上された。地方自治の本旨に政府の支援が多目的な方途により実現されることが望まれる。災害弔慰金の負担額等、応急対応費が多額にのぼる見込みである。この予算については、特例として全額、特別交付金として交付されることとされている。

[7] その他の東日本大震災復興関係費（8,018億円）

その他、自衛隊・消防・警察・海上保安庁による活動経費等（2,593億円）、医療保険制度等の保険料減免等に対する特別措置（1,142億円）、漁船保険・漁業共済の支払支援（939億円）、漁場・養殖施設等復旧対策（681億円）、被災者生活再建支援金（520億円）、雇用関係（541億円）、被災児童生徒等就学支援（219億円）、企業等の電力需給対策（178億円）、燃料安定供給対策（136億円）等が計上された。

政府の対応が、実行力あふれる、迅速な対応であるよう、期待したい。

第3章. 民事責任について

(1) 民事責任に関しての問題の整理については、まず東北三県の地震・津波の被害は、一部は、地震保険で補償されている。これについては、阪神・淡路大震災の教訓として、東北地方において、4人に一人は、地震保険に加入され、地震後、保険会社の東京方面からの、人的支援もあって被害額について、保険の手当は、迅速に達成された。地震後3か月後に約5,300億円の支払いが終わっているが、今後の被害状況も検討されよう。(10月12日現在、全国で1兆1,625億4,700万円、70万2,789件の対応が終了して

いる。) なお、9月時点に於いて震災における損害総額は、約123兆円であり、そのうち、5兆円から10兆円規模が、東京電力の補償範囲であるとされる。

(2) 第二に、自主的避難につき、避難生活については、県外への自主的避難を除き全額政府の支援が決定された。

(3) 第三として復興計画のロードマップが10年間にわたり、すでに、広報などにより伝えられており、各年度単位予算によって、賄われる予定が決定されており、これについては、現時点の今年度第3次予備予算が、3兆円程度既に、支出される見通しである。(本稿では、2～3年、5年、10年後、それ以後を念頭におくこととしたい)。

(4) 第四としては、東北地方の生活の保護全体につき、早急の復興が国難上の課題であり、国政上の緊急課題とされ、国民生活の再生が急がれる。これに関し、論点が多岐に及ぶが、個人、企業の民事上の法的関係の確定（土地の所有権確定、利用権確定、債権関係の問題（後述））および地方自治の今後の再生、土地利用等の決定の方法、財源論などが、必須の論点である。

(5) 第五として、福島原子力災害についての被災者への支援如何が一つの問題とされよう。原子力災害に関しては、原子力災害法上、無過失責任が国家政策とされる(原子力損害の賠償に関する法律（以下「原子力災害法」という。）3条)。同法6条によっても、そのことが、制度目的に適うこととされる（「原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置（以下「原子力賠償措置」という。）を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。」）。3条但書きによれば、「その損害が異常に巨大な天災地変または、社会的動乱によって、生じた」場合には、免責されることとされようが、今回の国難にあっては、国家も監督責任を負うことが、妥当であり、公的支援を全面的に実施すべきである。この立法は、当初、

無過失責任を前提としたが、この免責条項が但書として修正された経緯がある。さらに、「原子力災害対策特別措置法」（平成11年）3条は次のように規定する。すなわち「原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講じるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。」地震の発生が不可避な日本に於いて、天災地変は、国家の関心事であり、国家的な支援が本来、望ましい。新支援機構の設立は、妥当な政策であろう。そもそも、原子力事業者の法的責任は、国家賠償法や通常の民事不法行為（民法709条）上の過失責任ではなく、むしろ、危険責任とされる。自動車損害賠償法の損害法理以上の保護が、立法上想定されている。従って、通常損害、予見可能性の無い特別損害に関して、無過失責任を負うこととされるものとされよう。免責されることなく、全額補償することが、理論的であり、当事者の債権関係（倒産等）如何は、考慮されず、当事者の債権者保護を勘案することとは、全く無関係である。今日では、すでに、新損害支援機構が設立されており、東京電力による被害の全面把握が急がれている。同社社長は、債務超過にはならない旨、公表している。被害の全額補償が前提であるから、国家の補償が当然視される。すなわち、株主保護は、むしろ、債権者保護も考慮されない。国家が国家予算を投じ、公的に全面的に補償、全額支援を行うこととされる。被害者保護が第一優先の国家事業である。そこで、減資等に関わらず、支援機構は、補償の限り、利害に関わらず、長期的に存続することとされる。

(6) 第六として、民事関係の債権債務関係は、貸借関係において、債権放棄か、公的支援（公的資金投入）がまず、考えられる。金融機関自身が、被災しており、本来、

国難であることから、株主が利益を吐き出し、被害者保護が図られるべきであろう。金融機関への返済は、今日、現実的でなく、外部（国家）からの支援で、賄われるべきである。具体的には、次のような、日本弁護士連合会の提言が、行われている。この場合、Ⅰ中小企業及び農林水産業、Ⅱ個人住宅ローン、Ⅲ金融機関に関して問題を検討する。

Ⅰ 中小企業及び農林水産業への対応

(ア) 旧債務について

- (1) 公的な旧債務整理（公的資金による出資および債権の買い取り支援）
- (2) 個人向けの私的整理（金融機関による債権放棄、債務免除）
- (3) 再生可能のための利子負担の減免

(イ) 新債務について

- ① 公庫等による融資制度の拡充
- ② 信用保証制度の拡充
- ③ リース信用保証制度などによる設備投資支援策
- ④ 原発事故被災者への特別支援の創設
- ⑤ 事業環境整備（中小企業に対する再生復興支援）

Ⅱ 個人住宅ローンへの対応

① 旧債務について

- (1) 住宅金融に関して既存ローンの返済の猶予等
- (2) 私的整理の整備・拡充
- (3) 住宅再建の負担軽減（利子・課税の減免等）

② 新債務について

- (1) 住宅金融機関の金利引き下げや返済期間の延長制度
- (2) 災害被災者への公営住宅の提供

Ⅲ 金融機関向けの対応

1. 金融機関への資本参加・要件緩和（「金融機能強化法」（平成16年）

及び「信用事業再編強化法」(平成8年)の法改正)

2. 金融機関の被災者向け融資の課税の減免

日弁連の提言は、金融機関の公的存在理由から、債権放棄・債務免除、返済の猶予・金利引き下げが要請され、資金調達の支援を目指す提言である。被災者の便宜を考慮し、実情に合った対応が迅速に行われるべきであろう。事業再生への簡便かつ迅速な法的支援が不可避である。

第4章. 震災の政府の諸事業

また、政府による所轄ごとの対策には次のような対応も行われている。

(1) 二重債務対策(金融庁)

震災の影響で住宅ローンを返済できなくなった方が、金融機関との私的な合意により債務免除等を受ける際の指針である「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が策定された。このガイドラインにより金融機関と既存の借りにつき、弁済方法の変更あるいは、債務減免等の合意ができる。また、自己破産等を回避しうることとされている。

(2) 中小企業倒産防止共済制度(中小企業庁)

中小企業倒産防止共済制度に加入の場合、被災により支払不能になった取引先の手形・小切手等、取引先の死亡・行方不明に関しては、積立掛金総額の10倍を限度として無利子・無担保・無保証人で共済金の貸付を受けることができることとされた。

(3) 金融機関の対応(金融庁)

政府は、金融機関に対し次のような要請を行っている。

(i) 預金通帳の紛失に関しては、氏名・住所などが確認できれば、預金の払戻に応じる。

(ii) 震災により手形の支払が出来ない場合でも不渡りとししない。

(注) 手形には「災害による」旨の記載をする「不渡付箋」が貼られて手形交換所規則に基づく不渡処分(不渡報告への掲載及び取引停止処分)は猶予される。

(iii) 借入金の返済猶予やつなぎ資金の申し込みに出

来るだけ応じること。(融資審査の提出書類等を必要最小限のものとする、等弾力的・迅速な対応に努める)(iv) 生命保険や損害保険の保険金の支払いを迅速に行う。

(4) 預金払戻し(金融庁)

被災地の多くの金融機関では、避難先の取引銀行以外の金融機関に於いても払戻しができるよう、対応が為された。

(5) 年金(厚生労働省)

65歳未満の配偶者や18歳未満の子供がいて、年金額が加算されている場合、外国籍の方には、被災され、必要書類(現況届、生計維持確認届など)を期限までに提出できない場合でも、年金を受けることができる。

(6) 保険料支払い猶予(金融庁)

生命保険各社・損害保険各社においては、被災された方からの申出があれば保険料の支払い等を猶予をおこなう。

(7) 国債の換金(財務省)

中途換金できない期間でも、罹災証明書があれば換金できることとされている。また、災害救助法適用地域に住んでいる場合には、罹災証明書が無くても、氏名・居住地が確認できれば換金できることとされている。

(8) 恩給(総務省)

被災者には、個別の相談に応じることとされている。

(9) 在留期間の延長(法務省)

被災時に青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県におられた外国人の方は、8月31日まで在留期間が延長されている。日本語のみでなく、英語、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語にも対応している。

(10) 災害弔慰金・災害障害見舞金/災害援護資金(厚生労働省)

震災で亡くなられた方のご遺族に弔慰金を、震災で重度の障害を負った方に見舞金が支給される。災害で負傷または、住宅・家財に被害を受けた世帯主には、災害援護資金を貸し出すこととされている。

(11) 被災者向けのパスポート再発行(外務省)

パスポートを紛失された被災者には、り災証明書等によって、国の手数料なく、再発行が行われる。

(12) 子供の就学支援(文部科学省)

文部科学省が幼稚園の「保育料」や「入園料」、小

中学生の「学用品」や「通学費」、「給食費」等に対する補助を拡充している。

(13) 奨学金(文部科学省)

文部科学省ホームページ「子どもの学び支援ポータルサイト」には被災した児童生徒等に対して、民間団体や地方公共団体等が実施する奨学金事業等が掲載されている。

(14) 被災学生に対する支援(文部科学省)

平成23年度補正予算の成立により、被災学生に対して支援が拡充された。震災の影響で家計が急変した学生を対象に無利子の奨学金の貸与が拡充された。総額35億円、約4,700人分。さらに、被災された学生を対象に、国立または私立大学・短大・高専・専門学校の授業料の減免・免除額枠が拡充された。総額41億円、約6,000人分である。

(15) 奨学金の貸与期間の延長(文部科学省)

震災の影響で内定取消などの事情で在学期間を延長する場合、通常4年間の日本学生支援機構の有利子奨学金(第二種奨学金)の貸与期間が最大1年間延長される。

(16) 被災した児童生徒の公立学校受け入れに関する相談(文部科学省)

被災され、新たな学校が決まらない児童生徒の受け入れ先として、避難先の学校など、本来の在籍校以外の学校を希望する場合には、都道府県の教育委員会が相談に応じる。

(17) 電気・ガス料金等(経済産業省)

災害救助法適用地域及びその隣接地域では、被災地の電気やガスの支払につき、期間の延長などの特別措置が適用される。

(18) 農山漁村の受け入れ情報(農林水産省)

岩手、宮城、福島の被災者への空家などの住まいの情報、農林水産関係の雇用、活用できる農地の情報が各自治体から提供されている。

(19) 受け入れ施設(観光庁)

旅行会社や宿泊施設による被災者への支援の情報が紹介されている。(あくまで善意の情報提供であり、具体的な契約は申込みに際して申込者が確認を行うこととされる。)

第5章. 復興に向けての在り方

震災後5年後、10年後の復興計画がロードマップとして、公表されている。今後の都市計画、街づくりの経緯として、どのようなあり方が可能かが、検討されるべきである。

クラウド等の採用が経済産業省において検討されている。クラウドは、電力等ライフラインの供給者(サブライヤー)から、企業(工場、事務所)、個人に向け一括管理されて、維持・管理するソフトである。安全管理やコストの点で優れており、今後の復興計画で採用可能なIT技術であろう。都市のグランド・デザインは住民参加の自治により、憲法第八章地方自治、地方自治法1条、1条の2、の趣旨、法目的により意見集約されることとなろう。自律と自治が人間の尊厳のために、尊重されるべきである。

町づくりの防災、建設技術の免震対策がまず、図られるべき課題である。また、リスク管理として、地域、外国へのリスク回避も重要な対策である。

道州制なども、検討されてよい議論である。この点は、ライフライン・交通網・物資供給など、トータルなシステムが効率的かつ、投資に有意な地域構想として、見直されるべきである。

食とエネルギーが問題とされて、生活・暮らしを本来、安全に守るべきことが、第一に共同体の使命であることが、今回、共通認識とされた。原子力発電の危険性は、国民投票や地方自治レベルの判断に従うべきであろう。自家発電といった自衛策が不可避であり、高度技術社会では、過剰な依存は政策ミスとされる。社会システムがそのような自立型の自己完結的機能を内包すべきである。安全の保障と高福祉の実践が経済の成長とともに、常に確保されなければならない。そのプロセスの中に、価値の新しい創造と、共存共栄のための変革が行われるべきである。平時と非常時との想定と具体策が危機意識の本質として全てのプレーヤーに共有されるべきである。知識社会に奉仕すべき社会科学は、このシステムの向上・発展のため、サイエンスとして、改訂版を常に示す課題をいずれにおいても、有しており、その展開を怠れば、共同体の運命に関わる重大事たりうる。人間社会の幸福度の法理はこのような、成長戦略と共同体の自己防衛策に依拠する。

日本国憲法は世界に類を見ない幸福追求権を謳うが、その内実を具体化する智慧を享有すべきである。何が、今日の問題かの明晰なる分析と、様々な選択肢からの解決が即刻対応されるべきであり、新しい地平を構築し続けるべきである。安全への志向が希望の原理となり、人間の尊厳に服すべきである。森羅万象を感得し、理念を掲げるべきである。マイケル・サンデル氏に拠るならば、正義とは、公共善である。正義とは、今日多様であるが、人間の尊厳のための正義は、本来、平等に生活して往ける公平な社会であり、その内容としては、平等の保障とその公平感からの安心・安全の確保である。学問としての社会科学は、迅速な変革力（政治学）と生活の利便さの追求（経済学）及び正当な正義論（法律学）の教えであり、合理的な人間社会の発展と調和を希求する。このような幸福追求権は、合理性の追求により、共同体のメンバーを卓拔させ、より良いプレーヤーを育てるであろう。社会システムの構築とは、共同体の社会理論による社会防衛と、改変のための民主的手続保障を備える自律的存在であり、正義のための自己防衛を内包するものである。そのためには、全てのプレーヤーのために、全力で誠実に任務を行う、成長発展と救済を実践する、深い自覚と卓抜した努力が要求される。守るべきことがあれば、自ずと我々は、理解し、実行へと立ち向かうものである。今回の受難は、我々に新たに出発することを教えた。

最後に、IAEAの5月24日から6月2日にかけての福島第一、第二原子力発電所、及び東海第二原子力発電所における調査報告を紹介する。

- (1) 福島第一発電所の防護壁は、5.7メートルの津波に耐える設計であったが、当日この施設に対して14メートルともされる津波が押し寄せた。
- (2) 1基の非常用のものを除き、内部・外部の電力が期待しえない全交流電源喪失を引き起こした。
- (3) 福島第一では多くの建物、扉、通路等インフラが、破壊され、原子炉の制御、計測設備を失い、その上にサイト内外の通信設備を失うという、前例のない壊滅的な緊急事態シナリオに見舞われた。
- (4) 3月11日44分後の15時30分頃に津波が到達

した。これは洪水、流体力、砂、沈泥の沈積などで安全機能の冠水崩壊を起こした。

- (5) 日本の津波災害の高水準の専門知識が適用されなかったのは、組織上の問題が妨げになったためと思われる。
- (6) 15の結論と16の教訓は、外部ハザード、事故管理に於いて原子力界の安全向上にとり、貴重である。

なお、この詳細に関しては、8月5日の原子力安全保障院のレポートを参照されたい。真のエネルギー国家戦略の提言に期待したい。

【参考文献】

1. 「東日本大震災 復興への提言」(伊藤滋賀、奥野正寛、大西隆、花崎正晴)
2. 「震災からの経済復興」(寺島実郎他)
3. 「日本の未来について話そう ―日本再生への提言―」(ドミニク・バートン他)
4. 内閣府・平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(平成23年5月26日)
<http://www.kantei.go.jp/saigai/pdf/201105261700jisin.pdf>
5. 内閣府・政策推進指針～日本の再生に向けて～(平成23年5月17日閣議決定)
<http://www.npu.go.jp/policy>
6. 内閣府日本学術会議 救済・支援・復興に男女共同参画の視点を 東日本大震災に対応する第6次緊急提言(日本学術会議東日本大震災対策委員会)
<http://www.scj.go.jp/ja/info/jishin/pdf/t-110415.pdf>
7. 日本学術会議緊急集会「今、われわれにできることは何か?」に関する緊急報告
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/k-110318.pdf>
8. 厚生労働省・社会保障制度改革の方向性と具体策 ―「世代間公平」と「共助」を柱とする持続可能性の高い社会保障制度―
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001bxcx.html>
9. 厚生労働省「日本はひとつ」しごとプロジェクト フェーズ2(第二段階)～日本中が一つとなって、あなたのしごとと暮らしを支えます～(被災者等就労支援・雇用創出推進会議第二段階とりまとめ)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000lamjd.html>

10. 経済産業省・新しい日本の創造 ―「文化と産業」「日本と海外」をつなぐために―(クール・ジャパン官民有識者会議提言)
http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/seisan/cool_japan/2011_houkoku.html
11. 独立行政法人科学技術振興機構・東日本大震災からの復興に関する提言(戦略提言)
http://crds.jst.go.jp/report/press/city13_hh_000123.html
12. 独立行政法人科学技術振興機構・東日本大震災により被災された地域の復興に向けて(東日本大震災特別対策シナリオ検討チーム)
<http://www.jst-lcs.jp/material/20110329.pdf>
13. 日本銀行・大震災後の日本経済:復旧、復興、成長 ―内外情勢調査会における講演―
http://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2011/ko110415a.htm
14. 東日本大震災:社会の頑健性と復興に向けた意思―Council on Foreign Relations 主催の会合(ニューヨーク)における日本銀行総裁・白川方明氏発言要旨の邦訳―
http://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2011/ko110415a.htm/
15. 阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会提言 ―東日本大震災の被災地復興に向けて―
<http://web.pref.hyogo.jpo/contents/000179251.pdf>

2011年10月14日記